

1. 測定対象設備等の情報

用途	型式・名称	製造業者、販売業者又は輸入業者の名称
ワイヤレスヘッドホン	-	Aning

測定対象設備が送信する周波数 : 914.017 MHz - 916.15 MHz

測定対象設備が用いる変調方式 : FM

2. 測定対象設備に適用する規則

無線設備規則第58条

*測定対象設備はアンテナ一体型だが、測定のため一時的なアンテナコネクタをつけて測定を実施。

3. 測定対象設備等の写真

(ア) パッケージ (表面)



(イ) パッケージ (裏面)



(ウ) 設備本体 (正面)



(エ) その他内容物 (1/2)



(オ) その他内容物 (2/2)



パッケージ記載の販売業者
記載なし

4. 測定

4-1 測定実施項目

- 変調周波数(無線設備規則第 58 条第 1 号)
- 周波数偏移(無線設備規則第 58 条第 2 号)

4-2 測定結果

- 変調周波数 (無線設備規則第 58 条第 1 号)

変調周波数は、3,000ヘルツを超えないものであること。

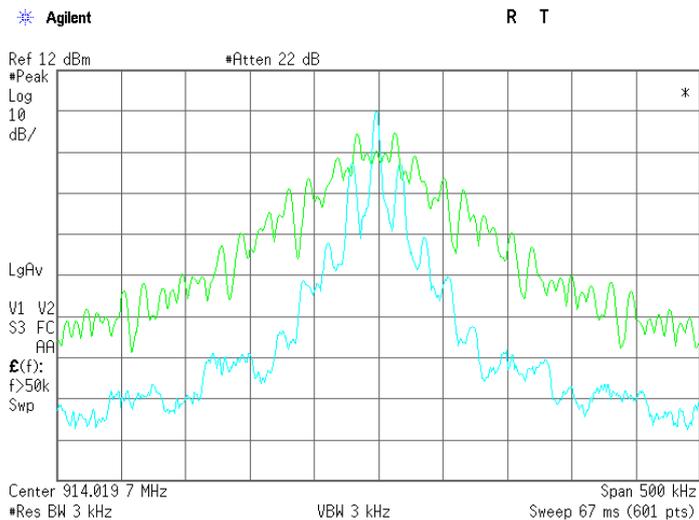
判定方法 :

- ・取扱説明書記載の変調周波数範囲
- ・実機での可聴の可否
- ・スペクトラム分析器を用いた変調の有無

の3点にて確認を実施。

結果 : 不適合

項目	結果
取扱説明書記載の変調周波数範囲	60Hz - 15000Hz の記載あり
実機での可聴の可否	15000Hz は可聴範囲であった
スペクトラム分析器を用いた変調の有無	変調が確認された *下記スペクトラム波形を参照



*青ラインは無変調時の波形である。

*緑ラインは15000Hz/100mV入力時の波形である。

－ 周波数偏移(無線設備規則第 58 条第 2 号)

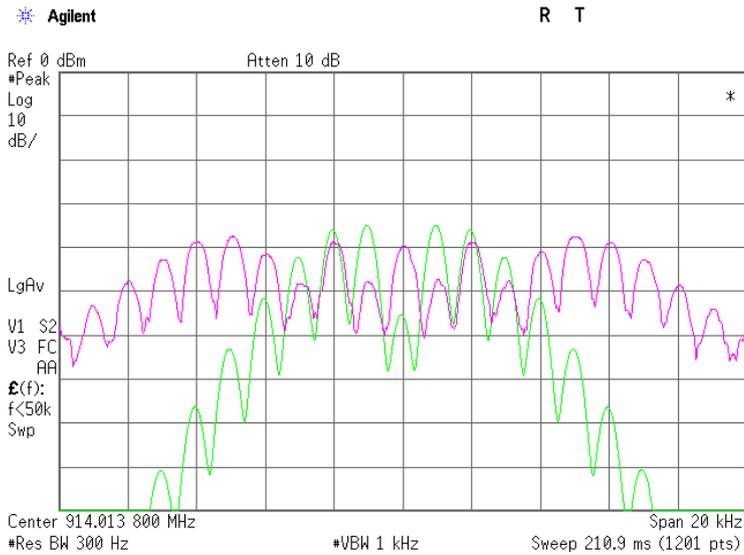
周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より、335.4MHzを超え470MHz以下又は815MHzを超え951MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置(450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備のものを除く。)にあつては(±)2.5kHzを超えないものであること

判定方法：

スペクトラム分析器を用いた周波数偏移の確認を実施。

結果：不適合

±2.5kHzの周波数偏移を超えた波形が確認された。



*緑ラインは基準信号発生器における周波数偏移±2.5kHz時の波形である

*赤ラインは測定対象設備における変調周波数 1kHz/35mV入力時の波形である。

4-3 試験結果のまとめ

測定項目	判定
変調周波数(無線設備規則第 58 条第 1 号)	不適合
周波数偏移(無線設備規則第 58 条第 2 号)	不適合

*当判定に関しては測定対象設備の空中線電力は1W以下であるため本来は対象外となりうる。

補足事項

- ・ F三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置であるものとして試験された。